

# 就学援助(準要保護)のお知らせ

## 小学校・中学校へ通う児童生徒の就学援助の申請について

本部町教育委員会では、経済的に生活が厳しいために就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度があります。

援助を受けるには毎年度申請が必要です。次のとおり本部町教育委員会で申請書を受け取り、提出してください。



### 【申請書の配布・受付期間】

★期間：平成30年5月1日(火)～平成30年5月31日(木)※土日祝日を除く。

★時間：9時～12時、13時～17時

★場所：本部町教育委員会(本部町役場2階)

### 【対象世帯】

- ① 生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ② 平成30年度市町村民税の非課税世帯
- ③ 特別な事情により著しく生活が困窮していると認める者

### 【必ずお読みください！】

上記のとおり、原則、①又は②の世帯が援助の対象世帯で、市町村民税の非課税世帯であることが条件です。平成29年度に③のように課税世帯で特別な事情により援助が認定された世帯であっても、平成30年度は認定されないことがあります。本部町の限られた財源の範囲内での援助となりますので、ご理解の程、よろしく願います。

※申請時に平成30年度の所得申告が済んでいない場合、援助の判定ができません。申告が済んでいない方(世帯全員)は、平成30年5月1日(火)以降に本部町役場町税対策課で申告をお願いします。

※平成30年1月1日に本部町に住民登録のない方は、本部町に所得課税情報がないため、援助の判定ができません。前住所地から「所得課税証明書」を取り寄せ、平成30年6月8日(金)までに教育委員会へ提出してください。

### 【援助内容】

- ① 新入学用品(小学1年生及び中学1年生対象)

※新入学用品は、平成30年5月31日までに申請し認定された世帯が支給対象となります。

※平成29年度に就学援助世帯に認定され、平成30年3月に入学前支給を受けた児童生徒は対象外です。

- ② 学用品費
- ③ 修学旅行費
- ④ 学校給食費
- ⑤ 医療費(一部補助)

